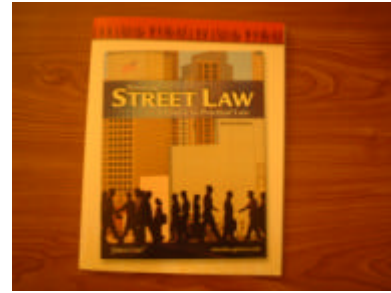


米国見聞報告

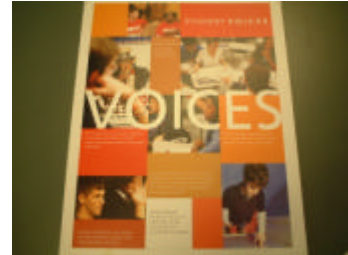
1. STREET LAW INC.

- 各種テキストの作成
- ロースクールとの提携
- 裁判所との提携



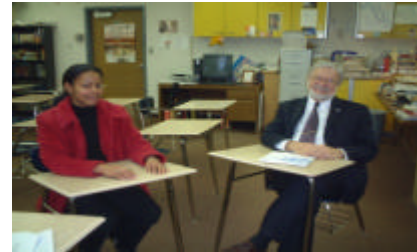
2. Seattle Youth Involvement Network

- 市長のイニシアティブによる「若者議会」
- 「選挙者」になるための手助け



3. Eastside Catholic High School(JSA)

- JSA(Junior Statesman of America)



4. Shorecrest High School (Teen Court)

- ティーン・コートの実践

5. Dr. Margaret Fisher

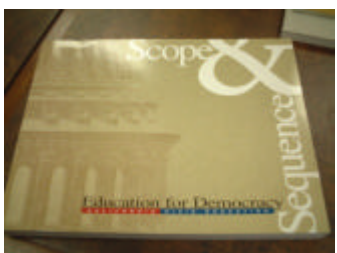
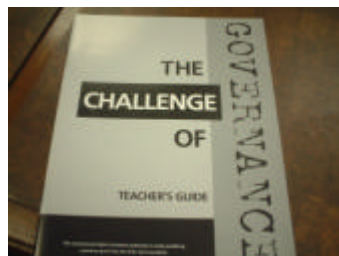
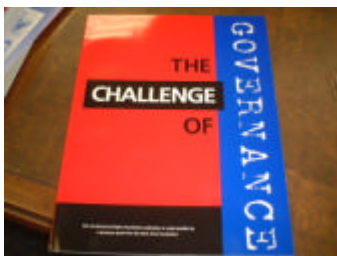
(Seattle University School of Law)

- 模擬裁判の取組み
 - カリキュラムへの取込み
 - Bar Association の活動
- Brown v. Board of Education



6. Constitutional Rights Foundation

- 各種テキストの作成
- カリフォルニア州高校生模擬裁判コンテスト



米国調査記録（2004年1月～2月）〔法教育関連部分〕

1月12日（月曜日）

10:00 United States Department of Education, Office of the Secretary (-11:00)

Mr. Ray Myers, Ed. D.

Senior Program Analyst, Office of Educational Technology

- educational technology の専門家。IT の導入。日本でもシンポジウム「21世紀の e-education」(2003年3月)
- ブッシュ政権の教育政策： No Child Left Behind についての説明。
- 教育省の役割。Nationwide の standard of school の形成。ゴールの設定。テクノロジーがどのように教育に影響を与えるか(数学の能力等)についてのリサーチ (research based evidence の提供)；財政的援助 (しかし、わずか。)
- ゴールの達成の方法。Disclosure。まず、technical assistance を提供。両親のオプションを提供 (バウチャーを発行する州もある。連邦がさらにサポートすることもある。)
- 修正9条：教育の権利は州にある。どのようなカリキュラムにするか、教科書をどうするか、ITの導入等は、州及び school district (全国で15000) に委ねられている。ITについても、教育省がこれと決めるのではなく、それぞれの州や教育区域で、私企業の競争。

1月13日(火曜日)

9:00 Street Law (-10:00)

Ms. Gabriela Schwartz (Senior Program Director)

Ms. Teresita Peres (Executive Assistant)

Ms. Maria _____

- Street Law は、50州すべてで採用されている。
- Law-related education については、representatives がどの州にもいる。
- 各種の機関 (organization) においても協力している。
- 国際的な機関として、CIVITAS がある。Civic Education for Democracy。URL は、www.civitas
- 具体的に教科書を決めるのは、各校区 (school district) だが、Street Law (の出版物) は、最も成功している本。その特色は、実際的アプローチをとっており、具体的であること。High school のレベルでは、abstract thinking に。扱うテーマは、刑事であれば、その場合の権利 (特に自分がトラブルに陥ったとき)、憲法、消費者法など。
- 活動内容： 出版以外に、以下の諸種の活動を行っている。

- 教育面(pedagogical)では、特に相互的(interactive)な方法。模擬裁判や各種のシミュレーション。実際に、興味をひくようなアプローチで授業をとりしきる。また、どう教育するのが、効果的かリサーチを行う。
- 市民のための法教育、democracy 教育。社会への参加。どのように相互に対応するか・行動するか(how to interact)。①look for information ; ②make decisions / expertise ; ③talk about it with others
- 方法面(methodological)では、学校の教師が、地域の弁護士、警察、裁判官とともに活動できるよう、トレーニングを行う。地域の弁護士、警察官、裁判官を教室に招く。注意すべきは、講義をしてはいけないということ(no lecturing)。子どもたちと、あたかも対等のパートナーであるかのように接し行動すること。これによって信頼が構築される。(特に、警察などは、「お説教」になりがちだが、これは問題。) -- "pro bono" work
- 地域社会への導入的なプログラム、ワークショップ(introductory program for the community)。Local government, administrator とのワークショップ。
- ロースクールでも、40のロースクールに Street Law Course がある。Law student の clinic course。Methodologies how to teach Street Law in high school を扱う。Learn practical law, how to deal with clients。2、3年生の第2学期。模擬裁判。(質問事項のやりとり、thanks note など。) ロースクールの学生にとって、meaning placement for law firm となる(clinic の意義)。これは、いわば、"win win" program。
- 諸外国のキャンペーン等への助力。1998年から1999年には、エルサルバドルで1年のキャンペーン。新しい少年法の制定に伴い、司法府(judicial representative)と NGO とが協力して、公衆に向けてキャンペーンを行う、そのための、戦略的プランを練る。また、教育システム(まず、両親という大人のグループから接近し、次に生徒へ。PTA meetings など。ラジオのプログラム)。Advisory group の構成。Advisory group では、target group の involvement が重要で、青少年に問う。
- 東欧のケース。ティーンネイジャーと教師及び弁護士がチームとなって、検討。Youth representatives (NGO)。①methodology ; ②interactive ; ③what interests kids (capture their imagination)。
- 裁判所との提携。少年事件では、裁判官が、銃の携帯で accuse された少年に、Street Law Course をとるように指示する。DC 地区では、少年が、「皆がもっているから」というので、不用意に、害意なく、銃を携帯しているということがある。こういった少年に、裁判所が、上記を命じる。Street Law Course は、裁判所の予算により運営されている。実際の運営は、Street Law が行う。Street Law の主催するプログラムで、law students が手助けをしている。Law

students は少年にとって、good role model になる。Street Law Course は、role play など。この Street Law Program の受講生については、再発はゼロ（この10年間。）

※ Harvard Law School の Ramsyer 教授にこの話をしたところ、次のコメント：「害意なく銃を携帯している」少年というのは、農家の子どもが鹿打ち用の銃をもっていたという場合。DC 地区の場合は、短銃で、それは人を撃つ・殺すもの。「害意なし」などということはある得ない。再発ゼロというの、they hide.

〔資料〕 Street Law の出版物の一覧。電子メール添付の、teachers training program の目次。

1月16日（金曜日）

8:50 Prof. Tamar Frankel (Boston University Law School) (-15:00)

○ tfrankel@bu.edu

法教育・市民教育について

- TVでの模擬裁判。視聴者参加型 (judgment by people called. ボタンを押して judge する。賛成するかしないか etc.)。Reality looking と entertainment の両方を兼ね備える。
- ラジオのトーク番組。2～3人のパネリスト。People called in w/ questions and/or comments.
- 聴衆が200とか300というときも、パネリストによる議論が可能。
- 教育は、多くの人の involvement が重要。そのため、題材も every life から例をとる。例えば、週末のエレベータの利用の話（利用が少なく不経済なことからこれへの問題対処の例。エレベータを停める、鍵を残す、etc.)。
- 他方の立場だったらどうかを考える。
- difficult question, but they are all around us.
- 提示の仕方は、make it a problem, not a lecture. Not one-sided. How should I decide を考えさせるようなものに。
- democracy の授業でも、real case を使う。例えば、インターネットの問題。E-mail spam (Free speech, democracy, legitimate advertisement などの議論になる)。
- 教材等の策定において、対象となる者の参加・代表の重要性。
- Change involves risks. Americans take more risks. They are optimist and they take the same risk again and again. It is true there is costly mistakes, but still they try. They try again and again. This leads to more

chance to succeed, tremendous success. Eliminate risk, then it creates loss. To assure as much as possible that people follow their desires. That is the fundamental idea. It is also risky to the society, but, ultimately is successful, leading to much more personal autonomy.

2月2日(月)

9:00 Seattle Youth Involvement Network (・10:00)

Ms. Liz Vivian (executive director)

- SYIN の歴史：1991 年に新しい市長 (mayor)。その公約の一つが、教育システムの改善。それにそって、教育サミット(education summit)を開催 (市議会議員、教師、両親、生徒)；1992 年 2 月に youth summit を開催。高校生が参加。Volunteer opportunity in society の導入。この youth summit が非常に成功を疎さめたので、これを恒常化すべく、1995 年に、組織を非営利企業 (non profit corporation) へと組織化する。；一方、1990 年代には、市況の好況、ソフトウェア・コンピュータ産業の隆盛、税収の増加を反映して、civic education に関わる多くの団体が設立される (40,000 の非営利団体)。そのため、これらの間の coordination のための団体を別途設立。諸団体間の調整を分離する。；各団体間で重複があるため、改めて活動を見直し、焦点を再構成 (revaluation 作業を、2002 年秋から 2003 年 12 月まで行う)。フィランソロピー、ボランティア、政治活動におけるリーダーシップは他に任せることとし、SYIN は、young people in democracy に特化することを決める。；具体的には、ティーンエイジャー (13 歳から 20 歳) を対象として、reinvest democracy and civic participation を内容とする。また、地域を拡大、このカウンティだけではなく、州内の他の地域をも対象とする。(rural area では失業率は 25% というところもあり、生徒の選択肢は、ここに比べると 10 分の 1 というところもある。)
- スタッフは、1998 年からみると半減し、現在は、2 と 2 分の 1 人。市況ゆえの財政難を繁栄して、縮減。多くの非営利団体が解散している。
- 現在の予算は、年 200,000 ドル。5 年のうちに 500,000 ドルへ拡大の予定。財源は、35% が local property tax、60% が corporate, foundation からの寄付、15% が individual donations (例えば、チケットの購入、個別の寄付等)。
- 毎年、900 人から 1500 人の生徒が参加している。さらに拡大の予定。
- プログラムのメニューは複数。
- ①プログラムの一つが、市長の youth council。現市長から開始。2001 年から。市長、他の非営利団体、学校との連携によって実現。14 歳から 19 歳の若

者が対象。Apply し、選ばれた学生が、各地域 (neighborhood) の代表として、youth council に参加。市長からの答申事項に答える。月 2 ~ 3 回の会合・会食。チームとして活動し、計画をたてる。市長との会見の後には、レポートを提出。Community meeting へのフィードバック。この活動の中で、参加者は、citizen として学ぶ。法案、警察、市長と議会の関係等。Gain leadership, know how the city works, also impact mayor.

- application は各人が、SYIN に行く。申請では、(1)answer questions, (2) references, (3) art (involvement)を要求。この申請に基づき、team of people が review し、選任を行う。Review team は(1)teenagers, (2) staff from SYIN, (3) staff from mayors からなり、この人のために働きたいという人を選ぶ。Each neighborhood から 2 人。さらに全人口に対して 2 人。全員で、20 人から 30 人。任期は、学年暦に沿って 1 年 (10 月から 5 月まで)。Leadership のために 2 年目の人も選ぶ。同様の試みは他の市・州でもみられるが、任期は、4 年、2 年とするところもあり、各地によって異なる。
- 問題点として、どこまで要求するか。学生も時間がない。えてして学生は要求が多いと感じ、スタッフは少ないと感じる。この間のどこに線を引くかが難しい。なるべく、fun となるように、こころがけている。
- 現市長の下での試みであり、議会によって恒常化されていない (市長と議会との政治的関係による)。そのため、市長が代わるとなくなる可能性はある。現市長の任期はあと 2 年、2005 年まで。その後どうなるかは不確定。
- ② candidate forum. Mock vote. 来年は、city counsel と school board の election がある。これについて、模擬選挙。18 歳になって突然選挙権者として行動するというのではなく、その前に選挙についてなじんでおく。
- ③ voters Registration. 18 歳になったときに選挙登録。これを手助け。20 歳や 25 歳で登録するより、18 で登録するほうが、長期にわたり、選挙に参加する。
- ④ Secretary of State などとの cooperation.
- ⑤ grass root campaigning.
- ⑥ 大人の関与。学校や両親などの影響が大きいので、その関与が必要。いかに、adults involvement を確保するかについては、いくつかのアイデアがある。(1)discussion guide. 両親にとってティーンネイジャーは扱いにくい年頃。いかによい議論を誘発するか、両親にとってガイドラインを提供する。(2)parents taking kids to polls. 両親が、子どもたちを自分たちが投票するときに投票所に連れて行くというもの。子どもたちに、選挙に対する姿勢を感得させることになる。ただ、実際には、absent vote が多く、郵送するので、難しい。(3)Kids Voting USA. Nation wide の団体。フェニックスに本拠。

幼稚園から12年生までを対象に、voting にフォーカス (civic や democracy よりも)。www.kidsvotingusa.org。子どもたちが、「選挙・投票」について話すことが、大人の参加・関心にもつながる。⇒資料

- ⑦elected officials への働きかけ。Post card campaign。高校生から elected official に、自分の意見を葉書で送る。その際、住所、氏名のほか、現在何歳で、いつから選挙権があるかを明記。(近い将来自分の選挙民になるということから、一定の考慮がされるようにとの配慮。)
- ⑧newsletter の発行。年2回。現在 4000 を配布。少しでも involvement があつた人には送付している。
- kids voting usa をはじめ、導入するかは学校次第。シアトルでは、296 の school district がある。カリキュラムについては、District level でも決めるのではなく、学校単位で決めるというのが少なくない。多様性・独自性が確保できる反面、統一性にかけるデメリットはある。
- これらのプログラムの結果・影響 (results, impact)。実際の結果は、長期的にみないと出ない。しかし、財政等の関係で、results・impact についての報告を求められる。そこで、結果というよりは、change in attitude をベースとして、impact を測っている。Mayors council の場合には、pretest と posttest を行い、変化をみる。ほかに、staff assessment。また、1日だけの活動への参加の場合は、その1日の evaluation。
- 他のプログラムとして、student voice。ペンシルバニア大学の基金によって設立。Www.student-voices.org。7つの市が参加。より civic に力点。基本は、social studies への補助 (1年)。対象は、high school のみ。⇒写真

〔資料〕

● 次の ECHS で、この mayors youth council の話をしたところ、知らないとの返事。2001 年からの開始で歴史が浅いこともあると思われるが、ただ、全体として、さまざまな団体が、さまざまに独自に活動しているという印象。ECHS では、Youth Court にも触れたが、これも知らないということだった。校長は赴任して2年、Ms. Iani は1年ということなので、そのせいもあるかと思われるが、全体に上記の印象を強める。

1:00 Eastside Catholic High School (-2:15)

Mrs. Hilare Iani (Service Community Program Coordinator)

Mr. Greg Marsh (Principal)

- Eastside Catholic High School : 9年生から12年生までの4年間の学校。College preparatory school。生徒は全校で現在505人。ST比率は、13

対1。生徒の66%がカソリック、他は、他のキリスト教宗派、ユダヤ教、イスラム教、仏教等（→Christian acceptanceへ）。

- アメリカの public education の基本的な考え方・目標は、個別の学問・勉強だけではなく、good citizens を作ること。これは、Jefferson 以来。Good citizenship として、rules against cheating, fighting, etc.
- これがベースだが、さらに、catholic education としては、academic excellence とともに、good Christian values の形成・実現がある。Christian values と civic values との相違は難しい問題。Christian values においては、faith と reason が中軸。ただ、help one another, love one another という考え方は、civic values とも共通する。
- コミュニティ・サービスとして specific program がある。年間を通じてのプログラムで、生徒が、get involved in wider community。年25時間必須。各種の機関（エイジェント）と連絡・提携しており、生徒がこれらのエイジェントを通じて、障害者を助ける等の活動を行う。⇒資料（エイジェントの一覧表）
- このようなコミュニティ・サービスは、一般化しており、他の public school でも行っている。違いは philosophy にあり、当校では catholic education であることを反映して、Christian values が根底。
- “faith” would integrate in student life となるように配慮している。Pervasiveness of faith and reason。これが、これから将来各種の決定 (decision making)をしていくときに、faith and reason に沿って行うことを可能にすると考えている。その意味で、この基本的な考え方が、public school よりも全体のカリキュラムに反映している。
- 例えば、校長の担当する government の授業では、授業の最初に、talk of faith、informal な prayer を行う。例えば、「病気の人のために祈りましょう」。授業の内容とは直接のリンクはない。授業の中では、discipline に留意。Ethics, morals など。
- 各教師の評価は、校長が行うが、ちょうど、geometry の先生の面接をしたところ。そこでは、knowledge of subject matters と並んで、carry out Christian values が評価基準。Geometry の teaching において、どう Christian values を carry out するかという質問をしたところ。Faith (and reason)は各科目を通じて common theme となっている。
- 他の活動：バスケットボール・フットボールの担当者は、そのスポーツのチームを率いて、市内の小学校で1年生に reading をしている、また、ある土曜日には、collect blankets for the poor、また、両親等呼びかけて collect food for the poor（ゲームに缶詰を持ってくるよう呼びかける）などを行って

る。; 学校全体で月に1回の集会。今月は、theology で、faith tradition(カリ
リック以外)について他者に話す。; 全校でクリスマスには、gift & food drive
(バスが食料等でいっぱいになる。); 4月には、Community Service Day。

Help seniors, help gardeners, etc.

- これらの活動のためには、各種のグループ・団体とコンタクトをとり、
coordinate をしている。また、parents support もかなりある。
- 学生には、practical benefit もある。大学への入学にあたっては、成績が非常
に重要だが、一般的にいて、college は、well roundness of students を重視。
そのため、このような活動(community service)に参加していることは、生徒
にとって、入学に有利になるという実益がある。(学生のインセンティブの問
題。)
- Civic education のための基本的考え方、プロセス、アイデア： (1)goals of
civic education の設定、(2)participation of government, (3) judicial process,
(4)"service"—Societal value
- 具体的な方法として、次のような活動：①mock trial club。Faculty のメンバ
ーの1人は lawyer で、このクラブを率いている。他校のクラブと compete。
弁護士、裁判官に judge 役となってもらっている。
- model UN club – nation wide program. (ただし本校では行っていない。)
- Speech and debate： "political discourse"の重要性を強調。Societal issue に
関するトピックを選び、批判的に考える、合理的な態度で政治的問題を話す。
- JSA ⇒ 次のミーティング。
- 本校では行っていないが、建物の建設などのために internship in business を
用いる例はある。Funding model. Business から fund をもらい、その business
で、学生が intern として週5日のうち1日働く。これは、ビジネスにとって、
公的活動の支援活動として広告ができ、週1日無償の workforce が得られ、
他方、学生は、life after high school を考える契機になる。Intern は無償、単
位は与えられる。Insight and motivation for education。(政府機関での高校
生のためのインターンシップもアイデアとして考えられるのではないかと
の提言。)
- 活動の全体的な特色：①strong volunteerism、②community value の重視、
③less government involvement。
- We, the People は有名だが、本校では使っていない。More human rights
oriented の本だと承知している。
- Mr. Marsh は日本での滞在経験あり(3年。厚木基地)。

[資料] 各種 newsletter, パンフレット

2:20 JSA, at Eastside Catholic High School (・3:30)

Dr. Gary Culbert (Junior Statesman of America Advisor) and
his student (Vice President of JSA club at ECHS)

- JSA は、60年の歴史をもつ。Headquarter はカリフォルニア。特に presence が強いのは、西海岸 (pacific coast)、テキサス、ニューイングランド。かつては、Junior Statesman of America といった。特色は、completely run by students ということ (大人は、moderator として関与する)。
- 活動は、JSA レベルでは、一連の conference, conventions, congress に参加する。毎年、spring conference で、vote/election により、governor(for next year), senator, house of representatives の選出を行う。選挙者は、生徒 (このクラブをもつ学校からは誰でも参加でき、参加料は一人5ドル)。
- congress は、年1回開催される。土日。土曜の朝に始まり日曜の午後に終わる。参加した学生が、bill を提案し、それについて議論、vote。Amendment があった場合には、conference も開催。すべて、実際の連邦議会と同じ手続きで行う。参加者には、これを説明する一連の資料がわたされ、その場で学ぶ (そのため、参加1年めの学生はきよときよとしていることが多い)。学生は、実際の議会のプロセスを学ぶとともに、両院で法案を通すことがいかに困難かも実感する。法案は誰でも書ける。法案の提出者は、趣旨説明を行い、質問に答え、最後は vote。オレゴン、ワシントン等の西海岸の地域を中心に400人程度が集まる。⇒資料 (2002年の congress)
- convention では、春に決めた issue について、speech, discussion。ベストスピーカーを選ぶ。
- ブースがあり、career fair の面もある。各政党のブース。
- summer school。大学で開催される。実際の政治家(連邦議員) (2、3人) が参加。Key note speaker, closing speaker。Closing speaker は通常政治家。
- 学校での活動は、resolved debate, round-table talk など。事前にテーマを決め (学生の投票による)、それについて議論をする。(その間に、各人調査して、ディスカッションに備える。) 即興の場合もある。テーマを帽子に入れておき、それを引いて、2分で考え、3分で話す。
- 特色: ①debate とは異なる。Debate は adult direction が多いのに対し、学生に委ねられている。Dr. Culbert は黙って聴いていて、最後にコメントをする。よほど、話が宙をまわっているというのでないかぎり、介入しない。教師・大人が介入するとそこで議論が停止するのが常なため。ただ、とりあげるテーマについて、「許否」することはある。例えば、中絶問題。これは非常に controversial で決着がつかない、しばしば感情的になり、感情のしこりを残す。そのため、こういった問題はとりあげないようにしている。②女子学生

の比重が非常に高い。③1年生と4年生でへだてがない。Intellectual equity の実践。

- 毎回のテーマが、社会的問題、政治的な問題なので、自然に、city の活動への関心が高まる。(学生のコメント——自発的に議会傍聴、メモをとって考える etc.)
- 学校での位置づけは、課外活動で、単位にはならない。学生数は、年により異なるが、各回のミーティングに参加するのは、12から20人程度。Congress に行くのは、30人程度。

[資料]

2月3日(火曜)

9:00 Dr. Margaret Fisher (Seattle University School of Law) (・10:00)

- Street Law の執筆者 ⇒ Street Law の最新版(7版)のパンフレット
- 25年にわたり、law-related education の分野で活動。
- カナダ(British Colombia)で同様の活動。幼稚園から高校までの、模擬裁判(mock trial)や go to court のカリキュラム。Law Courts British Colombia.
⇒ URL, e-mail
- 米国でも、子どもたちの motivation の問題を抱え、州レベルで、(1)どのような権利義務があるのか、政府の働きなどの general education と、(2)実際に法律問題をかかえながら、お金がなくて弁護士を雇えない人のための手助け、をしている。
- Fisher 教授の場合(ワシントン州・シアトル)、Council for Public Legal Education があり、単独で、あるいは他の団体と協働して活動している。構成員は、研究者、弁護士など実務法曹、ビジネスの代表者、消費者の代表者、学校関係者、等。
- この council の一つの活動の例が、①youth court (teen court)。その jurisdiction により3つのタイプがある。(1)diversion at juvenal court (criminal cases); (2)school discipline; (3)traffic tickets。また、そのプロセスにより5つのモデルがある。(1)生徒が裁判官、陪審員等をすべてつとめる型、(2)弁護士+若者によるパネルによる型、(3)円卓で議論する型(circle method) ←native American のやり方にならう、etc.
- Youth court は、子どもたちが自分たちの問題を扱う。ただ、行うことは sentence するのみ。非常に効果がある(actor in process)。効果は、mock court 以上。米国全体で、1000ほどある。しかし、involvement の点ではごく一部の生徒の活動にとどまる。おそらく生徒の95%は participate していない。
- 他の活動の例：②今秋土曜日には、teachers training (フェリーでの random

- search の問題を取りあげる。先生たちは、これを、US history, Washington history, judicial system などの授業に incorporate)。Social science teachers (その協会あり) が中心で、数学の先生というのはあまりない。;③mediation; ④mock trial (若年層から。例えば、7 年生の息子の mock trial では volunteer をしている。娘は、10 歳までに 5 つの mock trial をしている。)
- 模擬裁判について。娘の例でいうと、1 年生で、ヘンデルとグレーテルを題材に魔女を被告として裁判、証人は動物たち。子どもたちは、この年齢でも、make opening statement ができる。Script trial から始める。すべてのせりふが書かれており、それを読み上げる(一種の play)が、陪審の評決だけは書かれておらず、子どもたちが考える。このような、script trial は、高校生でも(で始める場合も)有用。また、(法律の専門家ではない、裁判や法について必ずしも十分な知識がない)教師にとっても有用。裁判官はガウンを着て、それらしく進める -fun part。Objection, impete witness など。
 - ⑤Judges in classroom。Fisher 教授の場合、teachers に、how to teach law in class について 15 回のレッスン (2 週間の teacher training)。裁判官に教室にきてもらう。例えば、sea lions が鮭などの魚を食べる、環境法違反の問題、そこで、sea lions を被告にして裁判をする。これに裁判官を招く。裁判官にきてもらう前に各種の準備をする。また、裁判官は 1 回のみならず足を運ぶことになるので、生徒が、裁判官とより知り合うことになる。
 - ⑥英語が外国語である人のためにコース。裁判官も teacher として来る。カナダでは、エスニックの人のためのプログラムがある。裁判官の方からすると、judges come out to the community。
 - これらの活動に裁判官が参加することを支えるものとして、judges foundation がある。Volunteer judge。退官した人が多い。High school teacher とタッグインして、チームで教える。裁判官等が教えるときも、state court と協働して、生徒に教える前に、教えるためのトレーニングを、裁判官や警察官にしている (法律家として優秀でも、生徒に教えるのは別なため。)
 - ⑦law school で law student に教える。現在は、12 人の学生。学生は、例えば、刑務所に行って服刑者にその権利義務や法律関係について話す、犯罪を犯したが精神上の障害がある者の病院に行って話すということもしている。
 - カリキュラムへの incorporate のしかたは、社会科学や公共政策などの social section に限らない。今までの例だと、language and art section との組み合わせ (search の問題を取りあげ、これを学んでから、dialogue を作成) や science との組み合わせ (shoe prints, paint chips など、同一性確認、顕微鏡での調査等。車の paint chips のときは、crime lab の友人に頼んできてもらった。彼女も喜んでやってくれ、実際に、車のスクラップからペイントを採

取して、用意してくれた。)などをしている。一般に、people are very excited to be engaged. It is fun to them.

- 協力してくれる volunteer としては、自分自身長い経験があるので自分のリストがある。また、前述の協会の協力がある。State bar では、volunteer list を作っている。
- 南アフリカや、____で、Street Law を使ったプログラムを実施し、うまくいった経験がある。しかし、国によって事情は違い、日本では日本にあった特有の制度を作るべき。Law-related education は、その定義上も、interactive。ただ、____では、講義形式が一般で、この interactivity はなかなか理解されなかったし、やはり少し違う。
- 日本の法教育研究会に関して： Students to be active という目標からも、委員会・研究会に students involvement を考えるべきではないか。
- 米国での普及状況： US では、law-related education は pervasive ではない。Decentralized のため。多くの人が、いろいろな分野で promote しているが、しかし、80%の teachers は、law-related education が何かも知らない。教師のたまご (pre-service teachers) は、law-related education に接する機会、それを学ぶ機会がない。そして、law-related education をするためには、mock trial, opinion polls, public policy discussions 等について経験が必要となるが、teachers はすでに overwhelming requirement ("no child left behind"政策に合致するよう必死等) にあえいでおり、さらなる intellectual work に手がまわらない。⇒カナダの方が参考になるのではと考えるゆえん。
- 大きな学校 (large schools) では、かなり law-related education をおこなっている。15の social studies class がある。Street Law はその1つ (全部が Street Law ではなく、Street Law はその1つにすぎない)。law students が Street law を教えるのも少ない。もちろん、teachers が street law を単独で教えることはある。
- 余談： civic education の創始者 Isidore Starr は、シアトルに住んでおり、82歳でなお活躍中。今日はオースティン(テキサス)に講義に行っている。
[資料] 電子メール添付：Lion King の模擬裁判、ABA 用の模擬裁判マニュアル

12:35 Ms. Gretchen Coe and her students (Mercer Middle School) (-13:45)

- 日本について質疑応答。

14:20 Ms. Mona Porter (Assistant Principal, Shorecrest High School Teen Court) and her students (Jessica(court manager), Dustin(judge), Andrew(head juror))(-15:30)

- 歴史： 1999-2000 に開始。始まって5年目。始まりは、2人の4年生が、senior project として、youth court をすることを考え、裁判官（district court と municipal court）に相談し、他の学校と協力して設立したのが始まり。Senior project は、卒業に必要な4年生の科目で、6時間以上をかけてresearchをし、final product を作成、panel of adults に present するというもの。（本年についても、J: senior project として youth court を選んだ。）
- 実際の事件を扱う。すべて生徒による court であることが特色。2人の裁判官（court は、交替で、1人がmanage）、一定数の clerk（inner clerk と outside clerk。Inner clerk は法廷で read the citation。Outside clerk は paper work）、18人（今年）の陪審員（各事件では6人があたる）、bailiff。メンバーの学生は25人。Application and interview の方式により、steering committee（4人の seniors: 2 student judges, 1 head juror, 1 court manager）が選ぶ。有罪であることは認めている被告について、法廷を開き、sentence。Sentenceの内容は、一定時間のコミュニティ・サービスを義務付けるなど。
- 扱う事件は、petit claims (criminal)。交通違反が大半（traffic ticket）だが、minor offense case（喫煙など）、万引きなども。初犯で、18歳未満（under 18）であり、対象となる地域の高校に通っていること、有罪（guilty）と認めていることが要件。
- 対象は、2つの jurisdiction（Lake..., Shorecrest）。事件数は、月に8～11件。今年はこれまでのところ50件。5年間では400件。開廷は、月1回（第1月曜日）。（jurisdiction を拡大することを検討しており、開廷を月2回にすることを検討中。）場所は、Lake... municipal court の実際の法廷。午後7時から約2時間。Defendant の多くは当校の生徒が他校の生徒もいる。
- 基本的な考え方は、これらの場合には、punitive action は有用ではない、むしろ、rehabilitation の視点が重要だというもの。Second chance を与える（ただし、third chance までではない）。
- 手続： (1)交通違反等で裁判所へ。要件をみたす場合は、“mitigation”として、“teen court”の選択肢がある。（民事が絡むなど適切でないケースについては、この段階で選択肢は与えられない。）teens court が何かについては、裁判所に説明文書が備えられており、また裁判官から説明がされる（選択するかどうかを問われる際に）。Teens には保護者（parent / guardian）の付き添いが必要であり、保護者の同意（選択についての署名）が必要。Teens court を選択したときは、事件が teens court に移送(transfer)され、その移送料（30ドル）を裁判所に納める。(2)裁判所から資料が送付され、それに基づいて、court manager のもと、outside clerk が書類を作成する（citation, officer statement）。(3)この間、head juror は、開廷に備えて、ケースごとに、18

人の陪審員から6人を選び、また、clerk, bailiffを選ぶ。陪審の構成についてはバランスに配慮している。通常、2から3人の1年生。学年ごとに満遍なく、性別などにも配慮。なお、陪審員について、被告に拒絶権はない。陪審の方が友人なので辞去することはある。その場合は、別の人を補充。(4)開廷。Judgeがadminister / manage the court。すべての陪審員及び被告に宣誓をさせる。(なお、裁判官、陪審員は、白のシャツに黒のパンツ又はスカート、裁判官はさらに法服を着用。Strict protocolあり。法服は、実際の裁判所から借用。) inner clerkがcitationとofficer statementを朗読。裁判官は被告に説明したいことがあるかをきく。裁判官及び陪審員から質問。事実関係、被告の状況などについてたずねる。Yes/no questionではなく、答えのある質問をする(この状況から何を学んだか、なぜこうなったと思うか、etc.)。質問が終わると、裁判官と陪審員は、recess to jury room。そこで、裁判官と陪審員がsentenceについて話し合う。Sentenceが決まると法廷に戻り、head jurorが被告に対し、sentenceを読み上げる。(4) 被告は保護者に付き添われており、保護者の意見は聴くが、証人の尋問はない。(5)sentenceが言い渡されると、これを受諾するかどうか(accept or reject)被告に尋ねる。即答が必要。受諾するときは、受諾書に署名。保護者の署名も必要。(6)sentenceの内容(communitary serviceが中心)の具体化と実行のために、被告は、Ms. Porterのところに赴き、どのようなcommunitary serviceをするかを決定。Ms. Porterから各団体に連絡。(7)被告は定められた期限(通常60日)までに、sentenceの内容を実行したことを証する書面(report)(各団体から署名等)を提出しなければならない(Ms. Porterを経由してcourt managerへ)。期限に提出がないときは、それまでだが、実際には、1週間ほど、催告をする。(8)書面の提出の有無(sentenceの実行(compliance)の有無)について、municipal courtまたはdistrict courtの裁判官に連絡する。(9)交通違反の場合、sentenceの実現があったときは、裁判所は、ticketについて記録から削除。また保険会社にも連絡されない(保険料の増額なし)。(10)sentenceを受諾しない場合、sentence実現の書面の提出がない場合は、スタートに戻り、municipal courtまたはdistrict courtで通常の手続となる。なお、今までにsentenceを拒絶した例はない。

- sentenceをpublishすることはない。(sentenceについては「相場」がある。スピード違反1マイルにつき、1時間のcommunitary serviceといったように。)
- いずれにせよ、communitary serviceは必須であり、卒業のためには、トータル60時間必要(3年間で)。したがって、communitary serviceの受け皿はできている。YMCA, Food Service, Public Schoolなど(sentenceがあれば、教員から連絡して、手はずをととのえる。)

- 交通違反のチケットの場合、teens court を選択し、comply すれば、チケットは記録から抹消され、また保険会社にも通知されないで、保険料の増額を招かない（そうでなければ、保険料は倍額となる）。このメリットがあるので、被告は、一般に、teens court を選ぶ。裁判所としても、その分、助かる。
- 記録が抹消されることにより、民事の賠償の立証に困難をきたすことはないか——民事裁判がおこるようなものは、そもそも、teens court には送られない。裁判所の段階で選択される。Mediation の選択について、裁判所の判断があり、teens court が適切とされたものだけが、送られる。
- 裁判所のもとでの活動であり、学校活動ではない。そのため、budget / fund も裁判所から出ている。年 200 ~ 300 ドル。紙などの office supply は学校のものを利用している。
- sentence の内容： rehabilitative sentences -- (1) 10 時間から 20 時間程度の community service（法定の最大限は 100 時間）。場所を特定することもある。；(2) traffic safety school の受講；(3) write essays and submit to driving office；(4) DWI / DVI(飲酒運転)のパネルへの出頭、など。
- sentence が厳しすぎるというクレームもあった。そのときには、裁判官から、苦情を言った親に手紙を書き、なぜこのセネテンスかということを説明。諒解が得られた。
- Authority： ワシントン州法に teens court についての規定あり（このように立法化されたのは、2002/2003）。
- Club のメンバー自身が違反に問われたこともある。それ自体は、除名等の理由にはならない。かえって、心情などがよくわかる。
- 生徒の関与の程度： 他の相当数のクラブでも活動（Jessica, Dustin）。これが唯一のクラブだが、学校外では crew（Andrew）。週 2、3 回（Jessie）。月 2 時間の法廷。Jury assignment に 2 時間。このほか、各種の検討のため（jurisdiction や charter など）20 時間程度。
- 事件についての記録等を事前に知るのは、clerk & Ms. Porter のみで、裁判官等は、その場ではじめて知る。予見をもたないようにするため。
- 裁判所（法廷）では、Ms. Porter も傍聴。Adult monitoring があることが、両親に安心感を与えるため。そのため、裁判所にはおり、また、jury room に入ることもある。ただし、voice はない。
- クラブのメンバーは、25 人。（全校生徒数は 1500。）毎年、50 ~ 60 の application がある。毎年選任するが、1 年、2 年で入った人は普通その後も認める（拒否することはあまりない）。
- 9 月後半に、新メンバーの選任とトレーニングを行う（steering committee が）。

- 他に、jurisdictions の問題、selections of next year members、charter の改定など。
- 定期的に裁判官 (Judge Smith and Judge Shoneline) を訪問する。裁判官は通常の法廷があるので、昼時か、週末に。今度は、jurisdictional questions について話をする予定。
- 事前のプログラムオフィサーからの説明資料には、次の記述。(この後に youth court の説明が続くが、その内容は、聴取したところとは違っている。)

Shorecrest High School's Teen Court is one of the 872 youth court programs operating across the nation, with the National Youth Court Center (NYCC) at the American Probation and Parole Association (APPA) serving as a central point of contact.
- Fisher 教授の略歴中に、"she has completed the national curriculum on Youth Courts in 2001 for the American Bar Association and is taking the leadership in launching new youth courts in Washington State."の記述あり。

2月5日(木曜)

10:30 Civil Rights Foundation (-11:40)

Mr. Todd Clark (Executive Director) and his colleague

- 法教育は、その定義上も、interactive method。講義よりも、生徒に、そのコミュニティで果たす役割について、role play を。大人になったときにどうか、を問題にする。Modeling; institutional practices。例えば、jury simulations; mock trial (criminal case); moot court (appellate level of hearing); legislative hearing and debate など。
- このような interactiveness は法教育の essential component だが、これに対しては抵抗もある。Teachers and other educators は、講義メソッドになれていて、これらの人にとっては、tough thing to change。
- 調査(study)の結果では、それでも一定の成功を収めている(some success)。教育的効果という点で、simulationの方が、lecture and memorization よりも、より effective であることが示されている。Internalize information が重要だということ。
- 法教育の実践のためには、その方法についての情報を提供する(provide information about methode)だけでは十分ではなく、staff development が重要(critical)。Teachers に role play をしてもらい、lecture をするなど。Encourage opportunity。
- 学年ごとの資料・テキストを作成。また、資料・テキストだけではなく、カ

リキュラムを作成。どのように使うかを提示。

- これらが、実際にどう使われているかは、わからない（調査等なし）。
- middle school～high school が中心。
- カリフォルニアの高校模擬裁判 (High School Mock Trial California) を運営。LA だけが direct で、他は、各 county にある教育部門 (department of education) が運営にあたる。400 の high school が参加している。Educational development. Mock trial program に沿って、各 county で competition があり、その勝者が州に。同じケースを使う。この25年間で、25,000人の生徒が参加している。
- 非常に intensive であり、volunteers from the community (=lawyers)と共に intensive に働く。裁判所で、present the case。実際の courtroom で行い、実際の裁判官が、本来の仕事の後、残って、判断をする。2～3人の法律家 (lawyers) が help(スコアをつける)。
- 毎年、3000人の、lawyers and judges が volunteer として関与している。これらの専門家の生徒へのインパクトは大きい。Knowledge に圧倒されるし、また、よい role model となる。
- volunteer の獲得は、work out が必要だが、個人ベースで行っている。機会があるごとに、関心があるかをたずねて、リクルートし、データベースを作成している。
- 困難ではない。ABA の原則は、弁護士は、expected to work for the community, help people understand law というものであり、これにかなう。
- volunteer に対し、トレーニングをすることもあるが、それをとる時間もないこともある。ただ、volunteer に依頼する事項は、通常は、すでに知っていることを使ってほしい、というもので、それほどトレーニングは必要ではない。むしろ、教育面で、子どもとの接し方など（これについては、弁護士等は専門家ではないため、補足の必要がある）。もし、volunteer の評判が悪ければ、その旨を、データベースに記載する。
- 模擬裁判の問題は、not available to large number of students という点。このファンドは、state capital による。学校と各生徒も fee は払うが、各学校で150ドルから170ドル。現在は、9.11の後、security 強化（裁判所等）のため、12～14Kドルのコスト増となっている。
- 模擬裁判の資料は、スタッフを作成する。スタッフは、educators と lawyers。また、各 county に advisory staff がいる。スタッフ作成の資料については、まず、(UCLA で) law students を雇い、ドラフトをまかせる。Law student は、lawyers と会い、ケースから trial process を考える。Pretrial motion and

trial…。まず、トピックを選ぶところから始めるが、通常、constitutional case にしている。Law student の作ったケースは、各 county の lawyers にコメントのために、送られる。コメントをフィードバック。模擬裁判の資料については、law student は1人だけ雇っている。Street Law のようなクリニックのコースではないし、それによって単位になることもない。Law student は、スタッフの監督のもとで、資料を作成する。5月～6月に開始して、9月までに完了する。

- 高校生の関与。カリフォルニアの”history day”には、40,000から50,000の生徒が関与・参加している。
- Class Activity。これは、unique application。通常は、government and history のコース。
- Bill of Rights in Action。Social studies のクラスルームで著名。35,000の teachers に無償配布している。年4回刊行。US history, Western history, American government についてのトピック。これに触れる学生数は、1Mということになる。
- ABAとの協働。Publication。特に、constitution。Set policy, at the national level。
- 他の団体との関係は、競争関係。ただ、これは、resource についてであり、approach についてではない。最大の competitor はCCC。CCCは、年間25Mドルを連邦から得ている。他方、department of Justice のプログラムでは、一緒に活動している。Street Law とは、非常に緊密に協働。Criminal 関係の出版等では、かなり類似している。
- law professor の関与。毎年、夏に高校生のための law program を開催。50人の high school students が1週間、UCLA の寮に入って、ロースクールで行われるセミナーに参加する。
- teachers training についての、extensive involvement は、今のところ、ない。
- policy に影響を与えるようにもしている。関連問題があるときは、テーブルにしているようにしている。
- “service learning” – Active Citizenship Today Field Guide –これは、well accepted。重要と思われる generic process issues と政府とのリンクについて。Government との関連に気づかせるように。地域社会、地域政府について触れるのは、小学校だけ。Horizon はだんだん広がって・拡大していく（近くか遠くへ）。しかし、戻ってこない。CRFでは、neighborhood に戻って来ること、それを忘れないことが重要と考えている。というのも、citizens が most active involvement が必要な領域がここだから。カリフォルニアでは、poll

が多いが、住民は、そのテーマについてほとんど知らない。

- “All Politice is Local” (Rep. O’Neil)。
- カリキュラムでは、法教育、市民教育の major spot がなく、すべて supplementary。Legal system についても general な記述しかない。
- 一般に、教師は、時間がない（ブッシュ政権の No Child Left Behind に適合するべく、それだけで疲弊している。）
- CCC の Foundation for Democracy, Scope and Sequences は、これを反映して、K～12年生までの、様々なコースにどう incorporate していくかを示したもの。
- CRF 自体の年間バジェットは、4M ドル。売り上げは、120,000ドル（年間）。
- スタッフは、27～28人。
- ファンドは、様々で、個別の項目による。Government contracts もあれば、カーネギーやフォードからの grants もある。このほか、federal grant, department of Education による補助、プログラムの fee など。
- funding は団体によって異なる。Center for Civic Education は大半が federal fund。これに対し、Street Law は、sales や loyalty など。

〔資料〕 The Civic Mission of Schools (Carnegie Corporation of New York, www.carnegie.org);

Governance (w/ teachers manual); Criminal Justice in America;

Education for Democracy, Scope & Consequence (Center for Civic Education)

——法教育を歴史等他の科目の中にどう組み込むかのガイド